

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

通勤災害それとも業務災害?

Q: 私は、会社終業時刻の1時間前に、取引先へ書類を届け、その後は自宅へ直帰するよう指示を受けました。取引先へ書類を届けた後、自宅へ帰る途中通常の通勤経路に復する前に、地下鉄の階段で転倒し打撲を負ってしまいました。

業務命令で行動中で、しかも通勤経路以外の場所での事故なのですが、業務災害でしょうか、それとも通勤災害でしょうか。

A: 通勤災害に該当します。業務命令で事業場より用務を行う場所へ赴き、そのまま帰宅をする場合は、最終の用務地までが、「業務中」で、用務地より自宅へ向かう途上は合理的な「通勤経路」とみなされます。

通勤災害給付は、業務災害給付とはほぼ同じですが、療養給付については、少額の一部負担金を支払わなければなりません。

【解説】

通勤とは、「就業に関し、住居と就業の場所の間を合理的な経路により往復すること」となっています。

まず取引先が就業の場所とみなされるかどうかですが、会社の指示で書類を届けたのですから、会社の管理支配のもとにあると判断され、取引先は就業の場所とみなされます。

次に、ご質問の場合は、取引先より直接自宅へ帰ってもよいとされています。住居と就業の場所の間は、通常、合理的経路と認められていますから、自宅へ戻るまでの間は、通勤経路上の事故に該当することになります。

